

平成17年(フ)第3667号

決 定

破産者

主 文

破産者について免責を許可する。

理 由

破産者には破産法252条1項各号に掲げる免責不許可事由に該当する行為が認められるが、破産者がかかる行為に及ぶに至った経緯、破産者の更生の可能性など、本件で明らかになったすべての事情を斟酌すると、破産者について免責を許可するのが相当である。

平成17年11月18日

札幌地方裁判所民事第4部

裁 判 官 齋 藤 紀 子

これは正本である。

平成17年11月18日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 堀

純



# 報告書

平成17年8月19日

申立人

申立人代理人

弁護士 中 谷 敦

札幌地方裁判所 御中

申立人について発生した交通事故につき、下記のとおり報告いたします。

## 記

### 第1 交通事故の内容について

#### 1 発生日時

平成 年 月 日

#### 2 発生場所

の交差点

#### 3 相手方

自動車の保有者

運転者

#### 4 事故の態様

### 第2 申立人の傷害状況について

#### 1 傷害の内容

頸椎捻挫，腰椎捻挫，両膝打撲傷，左胸部挫傷